

## 知って安心 民事調停（第4回）

Q 車での通勤途中，交差点で事故に遭ってしまいました。相手方は，事故直後には車の修理費やけがの治療費を支払ってくれると言っていたのですが，その後，自分は悪くないと言い出し，修理費や治療費を支払ってくれません。交通事故の調停の場合にはどのようなことを聞かれ，どのような書類の提出を求められることになるのでしょうか。

A 自分の車がどこからどこに向かっていたのか，相手方車両を最初に発見した時の自分の位置と相手方の位置，その時のスピード，相手方を発見してどのように考え，どのように運転したのか，それに対して相手方はどのような運転をしたのか，衝突地点はどこか，衝突後双方はどのような動きとなり，どこに停止したのか，事故後どのようなやり取りをしたのかなどについて聞かれることとなります。

証拠書類としては，①事故の概況が分かる交通事故証明書のほか，②事故態様に関する証拠として，事故現場の図面，車両の損傷部分の写真，保険会社作成の調査報告書，③損害額に関する証拠として，治療費の領収書，修理見積書などの提出を求められることとなります。

Q 車の修理費やけがの治療費以外にも相手方に請求できるものはあるのでしょうか。

A 自分の車の修理期間中に代車を使用した場合には，代車使用料の請求が認められることがありますし，事故のために事故車両を運転できなくなってしまった場合には，レッカー代の請求が認められることがあります。また，けがのために仕事ができず収入が減ってしまった場合には，休業損害の請求が認められることがありますし，後遺症が残るようなけがを負ってしまった場合には，慰謝料などの請求が認められることがあります。

Q 交通事故の調停の解決内容は、どのようなものになるのでしょうか。

A 裁判官と調停委員が、双方から聴き取った内容と証拠書類から、双方の不注意がどれだけ（例えば申立人の不注意が3割、相手方の不注意が7割というように）事故発生の原因となっているのか、双方が主張する損害額は妥当なものかなどを検討します。その結果を踏まえて、どちらがいつまでにいくらを支払うかなどを調整していくことになります。

（下野新聞2月11日より）